

佐賀県在宅生活サポートセンター運営委員会設置要領（案）

（設 置）

第1条 佐賀県在宅生活サポートセンター運営要綱4の（1）の規定に基づき、佐賀県在宅生活サポートセンター（以下「センター」という。）の事業運営について、その適正かつ円滑な推進を図るため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 運営委員会は、次の事項について協議、検討する。

- （1）在宅生活における自立支援及び介護実習・普及事業の適切かつ効果的な運営に関すること
- （2）その他前条の目的のために必要なこと

（委員の構成）

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、12名以内の委員で構成する。

- （1）学識経験者
- （2）医療関係団体の者
- （3）社会福祉事業関係団体の者
- （4）行政関係機関の職員
- （5）その他必要と認められる者

（委員の任期等）

第4条 委員は、佐賀県在宅生活サポートセンターの管理運営を行う指定管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることを妨げない。

（組 織）

第5条 運営委員会には、委員の互選による委員長を置く。

- 2 委員長は、運営委員会を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会 議）

第6条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議には議長を置き、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、第3条に定める委員のほか、議事進行に必要な者の出席を求めることができる。

（事 務 局）

第7条 運営委員会の庶務は、佐賀県在宅生活サポートセンターが行う。

(そ の 他)

第8条 この要領に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、○年○月○日から施行する。

佐賀県在宅生活サポートセンター福祉用具普及事業運営協議会設置要領（案）

（設 置）

第1条 佐賀県在宅生活サポートセンター運営要綱4の（2）の規定に基づき、介護のための優良な用具等の選考、展示方法などの検討を行い、福祉用具普及事業の円滑な実施を図るため、福祉用具普及事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議、検討する。

- （1）福祉用具普及事業の適切かつ効果的な運営に関すること
- （2）その他前条の目的達成のために必要なこと

（委員の構成）

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、10名以内の委員で構成する。

- （1）福祉用具の利用に関し知識経験を有する者
- （2）老人ホームヘルプサービス事業に従事する者等利用者を代表する立場にある者
- （3）福祉用具取扱事業者

（委員の任期等）

第4条 委員は、佐賀県在宅生活サポートセンターの管理運営を行う指定管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 委員は再任されることを妨げない。

（組 織）

第5条 協議会には、委員の互選による委員長を置く。

- 2 委員長は協議会を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会 議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議には議長を置き、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、第3条に定める委員のほか、議事進行に必要な者の出席を求めることができる。

（事 務 局）

第7条 協議会の庶務は、佐賀県在宅生活サポートセンターが行う。

（そ の 他）

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、○年○月○日から施行する。